



毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

3 - 2001

非拘束名簿式導入の明と暗 二十一世紀初の国政選挙

井 芹 浩 文

(共同通信社総合選挙センター長)



第十九回参院選は二十一世紀を迎えて初の国政選挙となる。森政権のまま投票日を迎えるかどうか不透明だが、もし政権が存続していれば、森喜朗首相に対する国民の審判が下る。より確実なのは首相がだれであれ、自民・公明・保守三党による「自公保連立政権」の信任を問う選挙となることだ。自公保三党としては、「過半数」の確保(存在意義)を示すためには「過半数」の確保が至上命題となる。

投票日は七月二十九日となる公算が大きい。これは通常国会が一月三十一日召集となったため、公選法の規定から自動的にこの参院選日程が固まったが、「七月二十九日投票」とするため、召集日を遅らせたもので、夏休み入り後の低い投票率

を狙ったともいえる。

二月初めの時点での各党候補数は自民七十八(うち選挙区五十六)、民主四十二(同二十八)、公明十三(同五)、自由十五(同六)、共産五十六(同四十七)、社民十二(同七)、そのほか自由連合、新社会党、白川勝彦元自治相を中心とする新党などが出馬準備を進めており、計二百六十三人(選挙区百八十四人、比例代表七十九人)が既に名乗りを上げている。最終的には前回(四百七十四人)並みの立候補者数となる見込みだ。

非拘束名簿式の導入

今回の参院選の最大の特徴は、比例代表選挙に非拘束名簿式が導入されたことだ。この選挙制度改革のプロセスは従来の制度改正とはずいぶん違

う。例えば、参院選の全国区制が廃止され、比例代表制が導入された一九八二年改正のときは、それなりに慎重な手続きが踏まれた。

これに対し、今回の改正は参議院自民党が合意してから国会提出、与党委員のみによる審議—強行可決と—瀉千里(いっしゅせんり)の強引さが目立った。

議会制民主主義の“土俵”をつくる選挙制度改革だけに、与野党とも可能な限り歩み寄りが求められるが、与党側には数を頼んでの強硬姿勢ばかりが、野党側には棒をのんだような審議拒否ばかりが目についた。

自民党が非拘束名簿式導入に踏み切った理由は幾つかある。昨年の総選挙では小選挙区票が二千万五百万票あったのに対し、比例代表票は千七百万票しかなく、八百万票もの差があった。このため、同党幹部は「個人名なら書いてくれるが、『自民党』というのを書いてくれない」として、個人名を書かせる非拘束式導入論に傾いた。

最初の提案者が非主流派の加藤紘一元幹事長だったことから、政局の材料にされるのを嫌って、主流派が先手を打ったという側面もある。当初、消極的だった青木幹雄参院幹事長が積極派に転じた背景には、橋本派内の比例候補の序列をつけることが困難だという派内事情もありそうだ。

従来の拘束名簿式だと、名簿順が決まってしまうと、支持母体の業界団体などの選挙運動がばたきと止まってしまったため、これを何とか活性化さ

せたいとの思惑も働いていた。

かえって苦慮する自民党

導入が決まり、この制度を推進した自民党が大きく得をしそうなものか。どうも逆効果になりつつあるようだ。当初、長嶋茂雄クラスの超有名人を擁立すれば、一人で五百万〜六百万票獲得し五、六人分を稼いでくれて有利になると踏んでいたが、人気低迷が著しい森政権に協力してやるうという奇妙なタレント、有名人は依然名乗りを上げていない。

もう一つ、選挙運動費用の問題がある。個人の名前を全国に売り込むのは大変だ。昔、全国区制当時は「約五億円がかかった」(斎藤栄三郎氏が参院公選法特別委で証言)とされ、実際には十億円必要だったともいわれるように、個々の候補は全国を飛び回る「残酷区」の選挙運動を強いられるのに加えて、再び「銭国区」の悲惨を味わう可能性もある。

自民党本部の資金力にも影響が出ている。前回比例代表候補に最低でも党員二万人を集めるよう義務づけていた。党員は三千万の党費納入が義務づけられるから党の収入増に直結する仕組み。毎年の政治資金報告で見ると、参院選の年には平均約十五億円の増収になっている。久世公典金融再生委員長の建設会社からの資金提供問題やケーエスター中小企業経営者福祉事業団(KSD)事件の余波で、自民党は党員集めの義務づけを外したため、政治資金面で減収となるのは必至だ。

即日から即翌日開票態勢へ

非拘束名簿式導入が開票事務に及ぼす影響も大きい。今回、比例代表の投票用紙には、「政党名」を書いてもいいし、「候補名」を書いてもいい。そうなると票を分類するだけでも時間がかかる上に、疑問票やあん分票が増えると予想される。前回衆院選から導入された在外投票が参院選に初めて適用されることも投票事務への負担となる。これらが複合的に作用して、選挙の開票事務は長時間となりそうだ。

総務省は各都道府県選管にアンケートして、即日開票体制が維持できるかどうか調べたが、現時点で、大都市部を中心に百二十八の市区町村が「即日では困難」としている。これを受けて七道府県が「即日開票は難しい」とし、十都県が回答を留保している。片山虎之助総務相も「どうしてもできないと言つものを無理やりやらせるだけの権限はない」と即翌日開票態勢を容認する姿勢だ。

「自公保」の勝敗ライン

選挙戦の行方はどうか。先に述べたように自民、公明、保守三党は過半数を維持することが目標。与党三党の非改選議員は六十人。公選法改正で、改選数が比例代表で二減、選挙区(岡山、熊本、鹿児島)で三減となるので、新定数は二百四十七となり、その過半数は百二十四。そこで自公保三党としては、過半数を確保するため今回参院選で「六十四」議席の獲得が必要となる。公明党と保守党が十議席程度取れると仮定すると、自民

党だけで五十五議席程度が必要という計算になる。

もし自民党が比例で十五議席なら、選挙区で四十議席取ればいい。四十七都道府県で各一議席を確保すれば、たやすい目標のようにも見える。しかし、実際に自民党は三年前には四十四議席、六年前は四十五議席しか取れなかったことを考えると、必ずしも容易ではない。

六年前は村山内閣下で戦われたが、この時は連立内閣への支持率も自民党支持率も低く、それがストレートに反映した。だが、三年前は橋本内閣支持率が四〇%程度、自民党支持率も高かった。それにもかかわらず、議席は伸びなかった。一九九〇年代のバブル崩壊後、自民党の集票構造に根本的な変化が生じているとの専門家の見方もある。自民党の地力がもはや五十議席弱しか取れないというわけだ。

逆風三点セット

そういう構造的な地盤沈下に加えて、森「自公保」連立政権は「逆風三点セット」に見舞われている。一九八九年、宇野宗佑首相のときの参院選では、消費税導入、リクルート疑惑、農産物自由化問題という逆風三点セットに宇野首相自身の女性問題も加わって、自民党はわずか三十六議席にとどまった。今回の逆風三点セットは、KSD疑惑、外務省機密費流用問題、株安である。場合によっては有明海のノリ壊滅問題が加わることもあり得る。

通常国会は「KSD国会」とされるように、野党が疑惑追及の姿勢を強めている。既に東京地検特捜部が小山孝雄参院議員を受託収賄容疑で逮捕、同議員は一月二十九日辞職した。

自民党としては早期の火消しに努めているが、参議院の実力者である村上正邦前参院議員会長や額賀福志郎前経済財政担当相の証人喚問問題も残っている。

外務省の松尾克俊要人外国訪問支援室長（既に懲戒免職）が外務省・官邸の機密費（報奨費）を数億円規模で競走馬購入などに流用していたとして業務上横領容疑で告発されているが、外務省調査の甘さに対しては、野党だけでなく与党からさえ強い批判が出ている。場合によっては、河野外相の引責に発展する懸念さえある。

こうした不祥事に加えて、景気の現況が年初以来の株安に象徴されるように一向に好転していないのも不安材料だ。森首相が旗振り役を買って出たIT（情報技術）革命もほとんど軌道に乗っていない。有明海のノリ被害も、原因が諫早湾干拓の堤防締め切りにあるとされ、政府・自民党が民主党の猛反対を押し切って強行しただけに、失政を攻撃されそうだ。

低迷する内閣支持率

森内閣の支持率も一向に上がらない。各報道機関の世論調査の結果は、支持率が政権危機ラインといわれる二〇%前後に低迷しており、不支持率も七〇%以上の高率。前回参院選で惨敗を喫した

橋本内閣の支持率は、選挙直前三〇%程度はあった。今回のように内閣支持率が二〇%前後で国政選挙を迎えた内閣はかつてない。このまま行くと、選挙遊説さえできなかつた宇野首相と同じ軌道を走ることになりかねない。

さらに、昨年の「加藤政局」で、森内閣不信任案を否決した後、これまでは高水準を保っていた自民党支持率まで下落し始めた。自民党への信頼感・期待感が徐々にしぼみつつある。民主党支持率も低いままだったのが、いくぶん上昇し、自民党との差を縮めようとしている。

比例候補は当て外れ

先にも見たように、自民党は比例代表選挙に非拘束名簿式を強引に導入したが、その割に候補選考は一向に進んでいない。農水省、旧建設省、厚生労働省、旧郵政省、旧運輸省など官僚OBが業界団体の支援を受けて出馬する従来パターンの候補は一応出そろった。

しかし、もう一つの自民党の有力支持組織だった宗教団体からの擁立がない。唯一、支援に乗り出していた神道政治連盟も、支持していた小山孝雄氏が議員辞職したため、さたやみになりそうだ。他の宗教団体は、自民党が創価学会をバックとする公明党と連立を組んでいる限りは本格的な支援を控える構えだ。

本来、非拘束名簿式を導入した狙いは、個人名で大きな集票力を期待できる魅力ある候補を擁立しようというものだった。現時点ではオール財界

の支援を受けるといふ触れ込みで、近藤剛伊藤忠顧問の擁立が決まったのが目新しいところ。これでは前回名簿トップの有馬朗人元東大長よりも知名度が劣る。非拘束名簿式が狙いとしていた個人集票力による党勢ばん回という愚惑は外れそう

一人区が決戦場

一方、選挙区のうち二丁四人区については前回、複数擁立で共倒れした反省から、今回はほとんどが一人擁立とする。複数手が挙げている栃木、新潟も調整に全力を挙げている。普通にやれば一議席は確保できる。こうした複数区は結局、与野党一議席ずつに終わる可能性が強い。

そこで与野党の選対関係者とも「決戦場は一人区」という点で一致している。八九年参院選ではこの一人区で自民党は三勝二十一敗に終わった。自民党が一人区で踏ん張れば、目標の「与党で六十四議席」の達成もたやすいが、逆の結果になると、厳しい局面に立たされそうだ。

これに対し一人区での野党間の選挙協力は、既に民主、自由、社民三党間合意が九、民主、自由両党間合意が三と計十二選挙区で成立している。当初の見通しに比べて意外に拡大しており、これが与党の足を脅かす可能性もある。

いずれにせよ、二十一世紀になって初めての国政選挙だけに、各政党の消長に決定的な影響を及ぼすのは当然だが、無党派層の動向など民意の動向を見る上でも注目したい。

強硬姿勢の背後に現実路線 ブッシュ政権の北朝鮮政策

菱木一美

(広島修道大学教授)

「ブッシュ政権の登場によって、米国と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の関係改善が足踏みをするのではないか」——そんな観測が米国や関係諸国の間で強まっている。確かに共和党陣営は、クリントン前民主党政権の対北朝鮮政策に厳しい批判を浴びてきた。核開発凍結問題をめぐる一九九四年の「米朝枠組み合意」の際は、北朝鮮への「過激な譲歩」だと攻撃した。米朝ミサイル交渉では「弱腰」を糾弾し、「敵意の相互放棄」をつたった昨年十月の画期的な「米朝共同コミュニケ」も「急ぎ過ぎ」と冷やかな目を向けた。

こうした経緯をみれば、ブッシュ新政権が前政権より強硬な路線で北朝鮮に臨むとの観測が生まれるのも当然である。実際、パウエル新國務長官は一月十七日、米上院外交委員会での指名承認聴聞会で「米朝関係を全面的に再点検する」とずばり証言した。しかし再点検の後、新政権が必ず強硬策に向かうと見るのも妥当でない。威圧的な外交が奏功しないことは前政権時代に証明済みであり、ブッシュ政権も承知しているからだ。

ペリー・プロセスの継承

クリントン前政権は強硬路線失敗の経験に学

び、思い切った関与政策「ペリー・プロセス」を立ち上げた。その結果、ようやく北朝鮮を積極協調の舞台に引き出せたのだ。昨年六月の南北首脳会談実現も底流にペリー・プロセスの展開があったことは、説明を要しない。

では、ブッシュ政権はどのような対北朝鮮政策を打ち出す公算が大きいのか。端的に言つたら基調はペリー・プロセスの継続であろう。「それではクリントン前政権と変わるところがない」と片付けられそうだが、そうでもない。ブッシュ政権は、ペリー・プロセスの展開に政権独自の手法を導入していくだろう。その手法は、外交スタイルは強硬、交渉と取引は国益重視の観点から現実的で弾力的——の二点に要約されよう。共和党政権の伝統的な外交手法と説明したら分かりやすい。

現実主義に裏打ちされた強硬姿勢という手法という点では、金正日総書記の対米外交術とも通じるところがある。北朝鮮は核、ミサイル開発問題で国家主権を振りかざし、驚嘆するほどに戦闘的である。しかし交渉相手が対等の立場で互譲の姿勢を示せば極めて柔軟に実利的な妥協にに応じてくる。米抑止力の威嚇には徹底抗戦の構えをとる

が、本音は実戦突入を何として回避したいのだ。パウエル米國務長官が、戦争体制の完備に熱意を注ぐ一方で、米軍の実戦投入には極めて慎重であることと符丁がよく合う。このためブッシュ、金正日政権双方に互いの読み違いがない限り、米朝関係は進展の方向と予測するのが順当である。

北朝鮮側について言えば、ブッシュ政権の出方を大きく見誤る危険性は小さいとみてよいだろう。その最大の理由は、クリントン前政権とブッシュ政権の対北朝鮮政策が同じルーツから出ていることを理解しているからである。冷戦後の米国の外交・軍事戦略および対北朝鮮政策の過程を検証してみれば、これが極めて客観的な判断であることが分かる。

強硬路線の系譜

一九八九年十月一日、ベルリンの壁の崩壊の五週間前に、現在のパウエル國務長官は統合参謀本部議長に就任した。冷戦後の新たな軍事戦略構築が最初の重大任務だった。米軍事力の水準を落とさないうためには、ソ連に代わる強大な軍事脅威の存在が必要である。代替脅威国とされたのは、大量破壊兵器(WMD)の獲得を目指していると判定され、「ならず者国家」のレッテルを張られた第三世界の幾つかの国々である。北朝鮮はイラクなどと並び悪玉リストの上位にランクされた。

パウエル議長とその幕僚がまとめた「新戦略」は九〇年春、チェイニー国防長官(現副大統領)

に提出され、ブッシュ大統領（現大統領の父）の承認を受けた。このように冷戦後の米軍事戦略の原型はブッシュ（父）政権時代に、 Cheney、パウエル氏らの主導で練り上げられたのである。九三年春に発足したクリントン政権は、米軍事体制の全面的な見直しを行い、同年九月一日に「ポトムアップ・レビュー」として公表した。その内容はブッシュ（父）政権の遺産である「新戦略」を基本的に継承したものであった。

ブッシュ政権に続き、初期のクリントン政権下でも在任したパウエル統合参謀本部議長は、「ポトムアップ・レビュー」公表の記者会見で、「かつてのソ連帝国の脅威は、いまやまったく異なった種類の脅威、イラク、北朝鮮など局地的な悪魔と危険にとって代わられた」と述べた。パウエル統合参謀長はクリントン政権に新戦略の骨格を引き渡す役割を担ったのだった。

このころまでに「ならず者国家」という表現が外交・軍事用語として定着しつつあった。さらにクリントン政権の国家安全保障会議（NSC）を担当するアンソニー・レイク大統領補佐官は、米外交専門誌、フォーリン・アフェアーズの九四年三・四月号に「反抗的国家との対決」と題する論文を発表し、「ならず者国家」ドクトリンを理論的に完成させる。

レイク論文は冷戦後の米国家目標に「民主主義と市場経済の世界化」を掲げた。パウエル国務長官が一月十七日上院外交委の指名承認聴聞会で

明示した米国の国家目標とまったく同じである。この国家目標に逆らい、WMD獲得に意欲を燃やす「ならず者国家」として特定されたのはイラク、イラン、北朝鮮、リビア、キューバの五カ国である。これらの国が反省し恭順の意を表しない限り、米国は抑止、封じ込め、孤立化など軍事力を含む懲罰的な手段を取るとの方針が打ち出された。こうして民主、共和党両陣営をルーツとする強硬路線の「ならず者国家」ドクトリンが出来上がったのである。

このドクトリンの初適用を受けたのが北朝鮮だった。九三年当時から深刻化していた北朝鮮の核疑惑問題をめぐり、クリントン政権は国際原子力機関（IAEA）による強制的な特別査察の受け入れを強硬に迫り続けた。抵抗する北朝鮮は九四年六月にIAEA脱退を表明し、第二次朝鮮戦争の危機を招く。しかし米国は「ならず者国家」ドクトリンに基づき、北朝鮮への軍事的な懲罰行動に出ることは困難と悟った。戦闘に勝利しても、米軍も甚大な損害を覚悟しなければならぬと想定されたからである。

関与政策の成果

クリントン政権は「ならず者国家」ドクトリンの適用を断念し、北朝鮮との対等交渉に政策を切り替える。北朝鮮はクリントン政権の路線転換を歓迎し、自ら積極的に解決案を提示し譲歩も行った。その結果、九四年十月には早くも核開発凍結に関する「米朝枠組み合意」が実現した。クリン

トン政権が共和党にもルーツを持つ「ならず者国家」ドクトリンから離れ、北朝鮮との対等交渉に進んだことは共和党陣営からの強い反発を招いた。クリントン政権は北朝鮮とのミサイル協定でも、「弱腰姿勢」を共和党陣営から非難された。特に九八年夏に北朝鮮がテポドン・ミサイルを発射してからは共和党は激しい批判を展開した。アーミテージ元国防次官補（現政権で国務次官に指名）らが、クリントン政権に北朝鮮政策の見直しを強く要求し始めたのもこのころである。

しかしアーミテージ氏は、抑止力を背景とする北朝鮮への圧力行使を主張しながらも、一方では北朝鮮との包括的な外交協議を重視し、「ならず者国家」ドクトリンから転じて柔軟路線への道も視野に入れていた。共和党側の政策ブレインの間でも強硬路線の軌道修正の動きが始まっていた。

こうした動きを受けて九八年秋、共和党陣営にも信頼の厚いペリー元国防長官が、クリントン大統領の特命で北朝鮮政策調整官に就任した。その成果が新北朝鮮政策の根幹となるペリー報告である。ペリー・プロセスと呼ばれるこの新政策は、積極的な関与政策を導入し、「ギブ・アンド・テーク」の交渉を土台に、核・ミサイル問題の解決をはじめ米朝国交正常化に至る包括的な外交協議を進めることを目標としている。また抑止力の強化も重視し共和党の同意を得やすい内容となっている。しかし抑止力を前面に押し出すことは慎重に避けている。北朝鮮を信頼させ、緊張を解かせる

ための配慮からである。

ペリー・プロセスの柔軟性は、金大中・韓国大統領の包容政策を推進しやすくし、金正日・北朝鮮総書記の韓国と米国に対する警戒感を和らげた。それは、昨年六月の南北首脳会談と南北共同宣言という画期的な成果をもたらすことに貢献した。北朝鮮はミサイル発射の自粛を表明し、米朝関係は昨年十月の「米朝共同コミュニケ」発表へと飛躍的に前進した。

パウエル新国務長官は一月十七日の上院外交委員会の指名承認聴聞会で、クリントン前政権の北朝鮮政策を見直す旨の証言をしたが、一方で「北朝鮮が政治、経済、安全保障にかかわる懸念を解消するような対応をし、互恵的な態度で臨むなら閣下政策は継続する」とも述べている。また、「南北の緊張緩和が朝鮮半島の平和と安定のカギである」と指摘し、現在の南北対話の進ちよくに積極的評価を与えた。パウエル証言は、表現のニュアンスに若干の違いはあるもののペリー・プロセスの精神に極めて近い。

パウエル国務長官はまた、「ならず者国家」という十把ひとからげの定義で、個々の国を判断するのは適当でないとの考えも明らかにしている。昨年六月の南北首脳会談を機に「ならず者国家」の呼称使用を公式に取り下げたクリントン政権との点でも見解が一致しているのだ。

こうして見てみると、民主、共和両党の北朝鮮政策は九〇年代初期の強硬な「ならず者国家」ド

クトリンでは同じ根っこを持ち、九〇年代後期の柔軟な閣下政策についてもペリー・プロセスを基軸に相当に接近していることが確認できる。現在の違いはほとんど、外交のスタイルあるいは政策のイメージにかかわるものであり、取りざたされているような実体的な差異はそれほど大きくないと言えよう。

金正日の国際戦略

北朝鮮が現在のような和協的な姿勢を継続するならば、プッシュ米政権としても「北のミサイル脅威」を主たる理由に米本土ミサイル防衛(NMD)の開発を推進することは難しい。ラムズフェルド新国防長官は就任草々、NMDの早期開発、配備に向けて国内外でのキャンペーンに乗り出しているが、「危険な北朝鮮」を名指してNMD開発の根拠に使うことは控えている。

一方、冷戦後、米国との厳しい交渉を経験してきた金総書記は現在、「ならず者国家」のイメージ払しょくに全力を挙げている。昨年の大胆な南北和解、大幅な米朝関係改善を踏まえ、世界の未承認国との国交樹立を急速に広げているのはその表れである。欧州連合(EU)ではドイツ、ベルギー、スペインなどが近く国交を結ぶ見通しで、今年前半までにEU加盟十五カ国のうち未承認国はフランスとアイルランドだけになりそうだ。こうした国際環境の変化も、プッシュ政権に北朝鮮への強硬路線をとりにくくさせる要因となる。

金正日総書記が一月十五日から二十日の日程で

中国を非公式訪問し、江沢民中国共産党総書記(国家主席)と会談した主な目的は、プッシュ米政権との対応に向けた意見の調整にあったとみられる。北朝鮮の労働党機関紙「労働新聞」は金正日総書記の訪中について、「アジアや世界の平和と安全保障に大きく貢献するであろう」と強調し、注目された。今後の朝鮮半島と周辺地域の安全保障体制について変化の可能性を示唆するものとも受け止められる。

米朝協議が進展した場合、在韓米軍の態様変化の問題や、朝鮮停戦協定を恒久的平和措置に変える問題などをめぐり、中国を含む四者会談の活性化も現実の課題として浮上してくる。現実主義のプッシュ米政権は在韓米軍、さらには在日米軍や日米同盟の在り方について、従来路線を大きく転換させてくる可能性も既にのぞかせている。

プッシュ米政権による軍事体制の総見直しである新たな「ボトムアップ・レビュー」の作業は始まったばかりである。今夏ころにはその内容が明らかにされる見通しだ。世界をリードするハイテク軍事力の増強や同盟関係の強化など重点項目の自身が注目される。そのなかで超大国、米国本位の一方的な戦略が打ち出されるのではないかとの懸念も生まれている。しかし、プッシュ政権が「こつ慢にならない外交姿勢」を前面に掲げていることも事実である。この自戒の精神がどう生かされるかが、朝鮮半島を含む北東アジアの安全保障の行方にも影響を及ぼすだろう。



岐路に立つAP

組合方式は時代に合うか

昨年インターネット時代のAPの在り方についてのウォールストリート・ジャーナル紙の記事を紹介したが(十一月号)、コロンビア・ジャーナリズム・レビュー(CJR)の昨年十一月十二月号が「岐路に立つAP」と題して、長文の分析記事を載せたので紹介したい。

メディア世界におけるAPの立場が二十一世紀に入るにつれて複雑化する中で、組合通信社の任務が、正確で公正なニュースを最初に報道するだけではもはや不十分かもしれないと問題提起し、過去二十年間のメディアの劇的变化が指摘される。長年のライバルだったUPIが衰退し、株式を公開したロイターが米国でも高姿勢に転じていること、それに経済金融情報サービスでロイターのライバル、ブルームバーグが一般ニュース通信社を立ち上げる可能性を検討している。

CNNを先頭とする二十四時間ノンストップの有線テレビの普及で、かつてはAPの独壇場だった発生ニュースも、APの特色とは言えなくなつた。現在のボカーディ社長の最有力後継者と目されているエグゼクティブ・エディターのジョン・ウォルマン氏は、今ほど競争が激しかったことは

ないことを認める。

それにインターネットの爆発がある。ニュース面だけでなく、配信面でも従来APが持っていた優位が崩されている。それほど前でないころは、ニューヨークからロンドンまで即時に写真を送信することができたのは、APとロイターに事実上限られていたが、今はだれでもラップトップがあれば、送信することができる。しかしAPにとつて、インターネットは組合通信社という固有の構造の弱点を拡大しているという。APは大はニューヨーク・タイムズから、小は数万部の地域社会の新聞まで、千五百以上の新聞のニーズに奉仕しなければならぬ。APのホームページは加盟紙のそれと競合しないよう気配りをしなければならぬ。

そこに慎重さを重視する社風が伝統となる。昨年ピューリッツァー賞の調査報道部門を受賞したAPの老斤里事件(朝鮮戦争の初期に、米軍が韓国の老斤里で市民を多数虐殺した事件)では、完全な裏付け取材がなされたにもかかわらず、出稿の是非について社内で議論があつた。APが、議論を呼びそうな記事で加盟社を怒らせることに慎重であることが分かる。

十五年間社長を務めてきたボカーディ氏(六十歳)は、組合通信社であるメリットは、デメリットをはるかに上回っていると力説しているが、組合型が新しい時代の最良のビジネスモデルであることにすべての人が同意しているわけではない

とCJRは書いている。大手新聞グループ、トリビューン社の元会長でAPの理事でもあつたチャールズ・ブラムバック氏は「この新しい環境では、進んでリスクを受けなければならぬ。APはリスクを避けている。すべての協同組合が本来的にまた構造的にそうなっている」と語っている。

こうしてブラムバック氏のほかに、APの社内にもAPを株式会社にして、資金を調達するよう、そして新時代に即応できるようにすべきだという意見を持つ人がいる。しかしボカーディ社長以下、APの幹部にその気はない。それほど多額の資金を必要としないし、融資を受けるのも信用があるから簡単であるというのがその理由。

APの組合方式を複雑化させるもう一つの点は、新聞所有がますます統合されていることである。メディア会社が大きくなり、多様化するにつれて、巨大メディアグループの戦略とAPのそれとが相反するケースも出てくる。ロサンゼルス・タイムズとワシントン・ポストは既に通信社を持っている。第二の新聞チエーン、ナイトリッジ・モソウだし、ロサンゼルス・タイムズはトリビューン社の傘下に入ったので、こうした四つの巨大メディアが共同で通信社を設立することができない理由はない。そうなつてもAPにとつて貴重な資産である各州のニュースでは太刀打ちできないが、その他のニュースでは既にAPの縄張りが浸食されていると言える。

(佐々木 謙一 同盟クラブ会員)

メディア談話室

「開かれた新聞」に向けて

藤田博司

『朝日新聞』がこの一月から、社外の識者三人による「報道と人権委員会」を発足させた。『東京新聞』もやはり一月、「新聞報道のあり方委員会」の創設を発表した。昨年十月に「開かれた新聞」委員会を新設した『毎日新聞』を含めて、この種の委員会を設けた有力紙はこれで三紙になる。地方紙のなかにも『下野新聞』や『新潟日報』など、同様の組織を設置するところが出てきている。

これらの「委員会」の機能は新聞によって異なるようだが、いずれにも共通しているのは、委員を委嘱された人たちがすべて社外の識者である点。これが、外部からの批判や注文にも耳を傾けようという、「開かれた新聞」に向けての姿勢の変化を示唆しているのなら歓迎すべきだろう。とかく高慢と批判されることの多い新聞だけに、これからの対応を注目したい。

背景に批判の高まり

『毎日』の「委員会」は、報道による人権侵害などに関して当事者から寄せられた苦情や意見に「第三者」としての委員の意見を反映させるほか、

新聞の報道について随時意見を表明できることになっていく。『朝日』の「委員会」は、報道による人権侵害などの被害に関して、「委員会」独自で調査、審理し、意見を述べることを目的としており、『毎日』よりやや役割が限られている。『東京』は報道被害の問題なども含め「よりよき新聞づくり」に関し自由に意見を交換してもらい、具体的事例についても参考意見を求める」と、前の二社より広範な機能を持たせている。

三社とも、「委員会」の意見や議論の内容は新聞紙面で公表する方針という。これまで新聞は、読者からの苦情やこれに対する新聞側の対応などを社外に明らかにすることがほとんどなかった。今後、そうしたやり取りや「委員会」の率直な意見が紙面でどんどん伝えられるようになれば、読者と新聞の間の風通しが少しはよくなるだろう。

いまの時期に各社が相次いでこうした「委員会」を設けるに至ったのは、明らかにメディアに対する市民の批判が強まり、それに乘じたような形で権力の側にメディアを規制しようとする動きが高まってきたからである。動きの一つは、法務省の人権擁護推進審議会が昨年、公表した「中間

とりまとめ」のなかで、メディアによる報道被害も「人権救済」の対象とする考え方を示したこと。これに呼応するかのようには日本弁護士連合会が「人権機関」の設置を提案、メディアの報道活動も調査の対象に加えることを主張したこと、などもそれに当たる。

法務省の審議会や日弁連の考え方には、メディアによる人権侵害に対しても強制調査で対処することを可能にしようという方針が含まれている。これは明らかに、権力がメディアによる報道活動に干渉する道を開き、報道の自由を脅かす危険をはらんでいる（本会報二〇〇〇年十月号「本欄」）。メディア側がこうした動きを危ぶみ、その方針に反対を表明しているのは当然と言える。

外の世界とのつながり

ただ一方で、メディアの報道のなかに、報道される側の名誉を傷つけ、人権を侵すような事例が後を絶たない現実もある。そうした事例の多くはテレビのワイドショーや週刊誌によるものだが、新聞もわれ聞せずではいられない。市民の間にメディア批判が強まっているのはそのためだし、法務省審議会や日弁連の動きは、そうした批判の高まりを背景にしたものと言える。

日本民間放送連盟とNHKは一九九七年に、放送による人権侵害などを審理する「放送と人権等権利に関する委員会（BRCC）」を、自主的な第三者機関として発足させた。九〇年代半ば、放送

に対する市民の批判が強まった後、いわば泥縄式につくられた。しかし新聞界はいまのところ、業界全体としてこの種の機構や組織をつくる動きは見せていない。恐らく、新聞界としてはまだその必要を認めていないからだろう。

ただ『毎日』など幾つかの新聞が「委員会」を創設したのは、少なくとも個々の社のレベルでは、メディアを取り巻く環境の厳しさへの認識が深まってきた結果と思われる。メディアが読者や視聴者の持つ不満に鈍感であることや、メディアをめぐるさまざまな状況について危機感が乏しいことは、かねてから繰り返し指摘されてきた。そうした鈍感さや危機感の欠如が十分に改善されたとは思えない。しかし『毎日』などの動きには、いわば外部から新聞に向けられる厳しいまなざしを、ようやく意識し始めた兆しが見取れるような気がする。

独立性と透明性

しかし問題は、この先、新設された「委員会」がそれぞれの新聞で実際にどのような機能を果たすかにある。機関を設けることと、その機関が目的通りの機能を果たすことは別問題である。それぞれの新聞が「委員会」を十分に活用する意思を持たなければ、せっかくの「委員会」も外からの批判をかかわすための隠れみのに使われてしまう危険がある。

いずれの社の「委員会」についても言えること

だが、これが十分機能するためには幾つかの条件がある。一つは、「委員会」の独立性を確保することである。『毎日』の「委員会」は主筆の直属、『朝日』の「委員会」は社長直属とされ、いずれも編集局から独立しているという。これまでの記事審査委員会などのように、社内の機構の一部にとどまっては、率直な批判や議論が交わせない。

新「委員会」のもとでは、社内事情などへの配慮は抜きに、読者、市民の立場に立つて自由に意見を表明できる環境が保証されなければならない。もう一つの条件は透明性の確保である。各社とも「委員会」からの意見や提言は紙上で公表することを約束している。ただ限られた紙面で、議論の詳細がすべて公表される保証はない。仮に、新聞にとって不都合な意見や指摘が伝えられないようなことがあれば、「委員会」や新聞に対する期待は裏切られることになる。新聞としては極力、新聞にとつて不利、不都合な情報も含めて読者に開示する誠実さを持たねばならない。

信頼回復のために

『毎日』や『朝日』『東京』などの試みは、新聞に対する市民の信頼を回復するための切り札になるわけではない。むしろこれ以上、信頼が失われることを防ぐための足掛かり、と考えるべきだろう。この試みが成功したとしても、これに同調しない新聞や他のメディアが数多く残っている限り、メディア全体の信頼が回復できるとは思えない。

い。

必要なことは、まずこの種の試みをより多くの新聞が取り入れることだろう。できれば、さらには雑誌も含めたメディアの大半に受け入れられる第三者機関に発展させることである。

それが北欧諸国や英国にある「報道評議会」や「苦情処理委員会」に近い性格を持つか、それとも日本独自の新しい機関になるか、分らない。あるいは米国の例のように、外部からの干渉を嫌う有力メディアの反発に遭って、最終的には失敗に終わるかもしれない。しかし、これまでその種の機関がなかった日本の新聞界に、それをつくる土壌がようやく生まれようとしているかに見える。それを試みるだけの価値はある。

報道の自由を守るためには、報道する側もその責任を果たさねばならない。それには、メディアが自分たちの行動を自分たちで律する仕組みが欠かせない。政府による規制や圧力を受けて責任を全うするのではなく、自分たちの意思で全うするよう仕組みを備える必要がある。

『毎日』などの新しい「委員会」の試みは、そうした仕組みづくりへの第一歩と考えられる。その歩みを着実に前進させないと、権力を持つものが力づくでメディアに規制や圧力をかけてくる事態が、すぐそこまで迫っている。

(上智大学教授)

プレスウォッチング

教育基本法改正など 国民会議報道に思う

「教育基本法は憲法よりもすばらしいと思う。個人の尊厳をはじめ、人間教育の基本がすべて書いてある。どこを変えるべきなのか分からない。まだ、理念が達成されないことが問題だ。日本らしさが無いというが、どの分野の基本法にもそんなものはない。文化や伝統を書いてないというが、『個性豊かな文化』と書いてある。これまでの日本の伝統は、政治的社会的には、封建体制で非民主的なそれをなぜ盛り込むのか……堀田力氏（さわやか福祉財団理事長、元検事）が教育改革について語った内容（毎日、昨年12月23日朝刊）の一部だが、『なぜ基本法改正？』の疑念を率直に言い表している。

各紙論調はさまざまだが……

昨年四月首相に就任した森喜朗氏は、教育改革を重点政策の旗印に掲げた。教育問題はどの政権でも重要案件に違いないが、にわかには声高に叫び出したのはなぜか？ 狙いの核心は「教育基本法改正」と「青少年の奉仕活動義務付け」と推察できる。首相の私的諮問機関・教育改革国民会

議は昨年十二月二十二日に最終報告を提出、各紙二十三日朝刊が大々的に報じた。

十七の提案が盛り込まれているが、各紙そろって一面前文に明記した重点項目は、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要で、教育基本法の見直しに取り組みることが必要。小中学校で二週間、高校で一カ月の共同生活による奉仕活動を実施。将来的に十八歳以上の青年が一定期間行うことを検討——の二点。その後の政府・与党首脳の発言などからみても、中央教育審議会にゆだねて具体案作成に乗り出す方向が明確になった。

全国紙六紙の論調を探ると、「提言の改革実行を注視したい」と、最も積極的に評価したのが読売である。同社は昨年十一月「教育改革に関する提言」を発表しており、「制定から五十年を経て教育基本法が時代と齟齬を来していることは、私たちも繰り返し主張してきた。一部死文化している法律を、これからの時代に有用な、使い勝手の良いものに改める。それをばばかる理由などない」と明確に主張する。産経は「現時点ではバランスのとれた妥当な提言」と評価した上で、「この提言が今後文部省の中央教育審議会などでの議論にどう生かされるか、注目していきたい」と述べる。一方、毎日には「ここに書かれている改正の論理は説得力に欠ける。この方向で見直すことが、教育の荒廃の解決につながる」と、とても思えないのである。『初めに改正ありき』の森喜朗首相らの

政治的思惑に引きずられた産物という印象が否めない」と手厳しい。東京は「現行の教育基本法は、第七条で家庭教育を国や自治体が奨励するよう規定している。それが実行されてこなかったのは、法のせいなのか」と疑問を投げかけ、「新たな時代には、何よりもまず現行教育基本法の精神の実現が求められる」と主張している。朝日は「波紋を呼んだ『教育基本法の改正』や『奉仕活動の義務化』は、表現を手直したものの、報告の核心として盛り込まれた。学校現場が抱える問題の解決に、それが本当に役立つのだろうか。

……最終報告は一つの問題提起とし、法令化などは急ぐべきではない」との慎重論。日経も「基本法改正」を政権浮揚の重点的な争点と位置付け、森喜朗首相と党内部の思惑に国民会議が押し切られた形だが、教育現場に実効性のある改革を速やかに進める上で優先度の高い選択といえるだろうか。むしろ抽象的な理念の争いが改革を遅らせる懸念が先に立つ」と述べている。

理念は時代遅れではない

「教育改革国民会議」は、小淵恵三・前内閣のとき、首相の私的諮問機関として発足。森喜朗内閣に引き継がれ、約十カ月の論議を経て最終報告をまとめた。中曽根康弘内閣の公的な「臨時教育審議会」ほどの権限はなく、昔から公的審議機関として位置付けられている「中央教育審議会」があるのになぜ？ 兼職の委員も多く、実効ある論議が期待できるかと、危くする声も出ていた。

私的諮問機関とはいえ、今後の教育政策を論じる重要な「国民会議」だが、新聞は国民の疑問にこたえる材料を提供してきただろうか。焦点の一つ「教育基本法」につき、もっと情報を伝えてほしかった。そもそも教育基本法とは？……委員の中に初めてその法律を読んだという人がいるほどだから、同法の内容を知る読者は少ないと言っているだろう。それを、簡単に「時代に齟齬を来している法律」と言い切れるだろうか。改正を一方的に主張する前に、碩学（せきがく）の安倍能成、田中耕太郎両文相らが制定に参画した「基本法」の歴史的意義を考え、条文を熟読することが前提であろう。

その点、東京新聞が最終報告発表に合わせて「基本法」全文十一条を掲載した判断を評価したい。十二字どりの百三十二行の全文には、格調高い教育理念が明記されている。半世紀前に、明治憲法下の「教育勅語」に代わる「国民の教育憲章」的法律の熱意が読み取れる。政府・与党は、国家、伝統文化、家庭……などの欠落を強調しているが、現行条文にもその趣旨は盛り込まれている。

一部から「死文化」とまで批判されている法律条文を読み返し、その理念が教育現場にどう生かされてきたかを検証すべきではなかつたらうか。筆者は改正反対の立場から物申しているのではない。基本法の再検証を経て改正の是非を論じるのが物事の順序と考えるからだ。新聞は判断材料をきちんと提供すべきで、『教育』のページを使うことはもちろん、特集面を組んでも対応すべき

重大案件と思うが、満足いく資料提供がなかった。また、国民会議の委員構成や資質についても総括してほしかったし、幾つもの政府審議会を掛け持ちしている委員の責任ある声も克明に伝えてもらいたかった。というのは、会議ではかなり対立するテーマがあったようだが、最終報告に至る過程を読み取れなかつたからである。

導入の拙速を危ぐ

「奉仕は掃除か稲刈りか／提言しても中身バラバラ」の見出しを掲げた朝日・社会面（12月23日朝刊）を読んで、「奉仕活動」の最終報告をよくまとめたものだ、不思議にすら思った。同面掲載の「十委員の採点簿」が、そのバラバラぶりを示している。大部分が70点以上をつけていたものの、「二委員は落第の採点だ。50点以下と採点した大宅映子さん（評論家）は、「議論と言えない。奉仕などの議論を社会に巻き起こせたが、産み落とし」という感じ」と言い、藤田英典・東大教育学部長は、「奉仕活動などは有効な提案と思えない。教育が改善されるという根拠に欠ける提案も多い」と批判的だ。少数意見とはいえ、参加委員の中から酷評を浴びるような「奉仕活動」をなぜ拙速で盛り込まなければならなかつたか。最終的に「義務付け」の表現は削除されたものの、「奉仕活動を全員が行うようにする」との文言は残った。「政治的圧力が……」などと軽々には言えないが、無理にまとめた最終報告の印象を否めない。委員の中でも戦前の徴兵、徴用、勤労奉仕体

験をした人と戦後生まれの人とは、「奉仕活動」のどちら方に隔たりがあつたという。この辺の内部論争の具体的やり取りを詳しく報じられなかつたらうか。

省庁再編に伴って新たに発足した文部科学省の諮問機関「中央教育審議会」第一回総会が二月一日開かれ、町村信孝文部科学相は、適切な時期に教育基本法見直しについて諮問する意向を示した。鳥居泰彦会長（慶応義塾塾長）は総会后「教育基本法は慎重に審議すべきだ。教育問題全体や憲法、社会システムなどを考えた上で、必要なら変えるということ。改正が先にありきではない」（毎日、2月1日夕刊）と慎重な姿勢を表明している。

また、奉仕活動について寺島実郎委員は「強制はよくないが、どのようなオプションがあるのか具体的メッセージを出すべきだ」と提言している。産経（12月23日朝刊）が「満十八歳以上の奉仕活動について内閣法制局の見解として『奴隷的拘束及び苦役からの自由』を規定した憲法一八条に抵触する可能性がある」との記事を掲載していた。社会奉仕の精神は、青少年を問わず人間にとって崇高なことだが、「義務付け」には危ぐを覚える。どう「社会貢献」するか、新聞は多種多様なケースを採って、考える素材を提供してもらいたい。

（池田 龍夫「ジャーナリスト」）
訂正 二月号の本欄中、「大野正雄氏」とあるのは、「大野正男氏」の誤植でした。

放送時評

NHK受信料据え置き 黒字予算と新ビジョン

NHKは一月二十五日、平成十三年度(二〇〇一年度)の収支予算案、事業計画案を片山虎之助総務相に提出した。大臣はこれに意見を付して国会に提出するが、受信料据え置きの黒字予算であり、三月末までに承認が得られるのは確実。

事業収入は六千六百三十億円で前年度比一・一%増。その九六・七%を占める受信料収入は契約総数が三十七万件増えて三千六百五十七万件、うち衛星契約は七十七万件増の千五百五十万件を見込んでおり、前年度比一・六%増の六千四百十四億円となっている。前年度は福岡放送会館の跡地売却益が約百億円あったが、新年度は大阪放送会館の新旧土地交換で収入見込みは三十七億円。そのため事業収入全体の伸びは受信料収入の伸びを下回っている。

事業支出は前年度比二・二%増の六千五百二億円。事業収支差金は百二十七億円の黒字で、債務償還に八十九億円、建設積立資産繰り入れに三十七億円を充てる。また財政安定化のための繰越金五百三十三億円は全額前年度から繰り越し。

事業収支のうちの衛星収支は、全額受信料の事業収入が千五百十億円。前年度は二十九億円の黒字だったが、新年度は「BSデジタル放送経費」が一分分、また「デジタル普及促進対策」もあつて事業支出は千二百四十五億円となり、事業収支差金は九十四億円の「赤字」になった。従来のBSアナログ放送の増勢は着々としており、事業収入の六分の一弱、契約件数の三分の一強を占めているが、「デジタル転換」はやはり重くのしかかり始めた。「ハイビジョン放送の充実」「データ放送の実施」の二つがその中心。

事業支出(六千五百二億円)の業務別予算の割合は、多い順に次の通り。
国内放送番組の制作・送出七一・九%。受信契約、受信料の収納一二・七%。事業の管理四・八%。財務費、特別支出、予備費四・〇%。番組・技術の調査研究三・〇%。国際放送番組の制作・送出一・九%。受信サービス活動一・〇%。広報活動〇・七%。

NHK、連結決算導入へ

同じ日にNHKは、本格的なIT時代が始まる二十一世紀初頭の三年間、すなわち二〇〇一〜二〇〇三年度の事業運営指針として、「IT時代のNHKビジョン」を発表した。タイトルは「新たな放送文化と公共性のさらなる追求をめざして」と大上段にふりかぶり、やはりこれまでの「三力年計画」とは趣を異にする。アナログ時代七十五年

に果たしてきた公共放送としての「豊かで良い放送」の仕事に胸を張り、新しいデジタルIT時代での「より豊かでより良い放送」に気負う。異例の序文に、それはうかがえる。

これからの難しい局面への目配りは満遍なく、かつ具体的に網羅された。CSへの参入を認められなかったNHKだけに、BSデジタル放送の展開がその大きなポイントとなる。アナログBSからのスムーズな移行。ハイビジョンニュース・大型番組の定着。データ放送、マルチ放送。インターネットとの連動、その放送への補完的利用、CATVへの支援・連携——などなど。そしてその先に、かねてから提唱してきた「ISDBへ統合デジタル放送」が輪郭を色濃くして浮かび上がっている。

受信料については、「経済情勢やメディア環境などに予想を超えた急激な変化がない限り」という当然の前提で、「当面、据え置き」。平成二年度(一九九〇)の大幅値上げ以来の現行料金は、とにかく十五年度まで「十四年間そのまま」という公約である。デジタル化に要する費用もすべてこの受信料収入で賄われることになるが、最近一部で論議がなされている「NHK・BSデジタル放送のスクランブル方式化」については、こういう表現で「ノー」の意向を示した。

「映像・音声などを強制的に遮断し料金を支払った一部の人だけが放送を視聴できるスクランブル化は、公共放送の役割や受信料制度のあり方など

の観点から、きわめて慎重な検討が必要で、すなわち「商業放送」であり、その採用は当然地上放送に及ぶもので、公共放送NHKの本質を変えてしまう。「受信料は放送の対価ではなく、公共放送を維持するための国民的負担金」という従来の、放送法制上の合意を前提に考えれば論外だが、こうした意見が浮上ってきている状況自体は看過できない。これから始まるはずの放送法制根本改正論議において一つの争点となる。

それから、NHKは平成十五年度をめぐりに関連団体・会社を含めた「連結決算制度」を導入することを表明した。ビジョンでは「連結決算の導入などにより、経営情報の公開をさらに進め、」と一行の表記だが、説明では、全二十七の関連団体内中、連結対象企業はNHKエンタープライズ21など二十社。併せて監査法人による外部監査を取り入れたり、この七月には独自の情報公開制度に踏み切ったり、財務内容の透明性を高め、またグループとしての新規事業の円滑な立ち上げも狙いに入っている。特殊法人では石油公団が二〇〇〇年度から連結決算を行うのに次いで二例目。

ニユース10にエース起用

NHKついでに話題をもう一つ。この三カ年計画の初年度に当たる四月の番組改編は一一%とこれまでになく少なく、松尾武・放送総局長も二月五日の記者会見で、「そのため、新しく担当する番組

組キャスターの数も昨年の約半分」と語ったのだが、なんの、なんの。思いがけない人選が飛び出して新聞、週刊誌格好の話題となった。昨年四月からの看板番組「ニユース10」予想外の不振を救う「助っ人」として、森田美由紀アナが起用されたのがそれ。

「ニユース10」のスタートは華々しいものだった。「ニユース11」をつぶし、「ニユース7」は十分に、「ニユース9」は十五分にそれぞれ縮め、「ゆっくり十時に一家でNHKニユースを」といった要望を受けての一時間。そして、「軟らかくソフトに」という海老沢勝二会長ツルの一声で、「スタジオパーク」で大人気の堀尾正明アナがメインキャスターに据えられた。サブは国際派の榎原美樹記者、スポーツが藤井彩子、気象は森本健成の両アナ。

当然久米宏キャスターのテレビ朝日「ニユースステーション」を意識し、「報道のNHK」が正面攻撃を仕掛けたもの。警戒してテレビ朝側も開始を九時五十四分から早めたのだが、一年たつての勝敗歴然。この一月までの平均視聴率は「Nステ」の二二・二%に対し「ニユース10」は六・四%で（ビデオリサーチ、関東地区）、日によっては三分の一になることさえあった。

堀尾アナを責めるのは酷。この人は軟派のアナとしては出色で、山川静夫アナの後継者とまで言われた。つまりは人選のミスであり、ニユースに対する視聴者の意識・行動を読み違えた結果と言

うほかはあるまい。

切り札としてはせ参じた森田美由紀アナは、穏やかで正確なニユース読み、ソフトな語り口、美人で人好きのするルックスではNHK、民放を通じてナンバーワンの存在。札幌生まれの四十一歳。北大を出たが、就職難の時期でやっとNHK札幌局のFM放送アルバイトに潜り込んだ。そしてローカルニユースで認められて正式採用。東京に引き抜かれ「ニユース7」の松平定知アナのアシスタントに抜てきされた。

「初仕事でノーミスは史上初」と言われて、それからトントン拍子。九五年から昨年三月まで「ニユース7」のキャスターを初めて女性一人だけで務めている。この一年はNHKスペシャル「四大文明」のナレーションや海外取材などを手がけてきたが、こうしてみると「充電期間」。四月から、従来の四人にプラスワンという体制ながら、やはりエース登場。さてどうなるか、である。

「森田を立てて堀尾がはつきりサブに回り、評判の芳しくなかった榎原美樹がスタジオを飛び出して、得意の英語でリポーターをやる。この布陣なら視聴率二ケタに届くんじゃないか」

「一番気にしているのはニユースステーション側のはず。しかし反体制がスタンスのNステが体制サイドのNHKニユースと張り合うのがニユース番組全体のミソ。そのへん、視聴者の広がりの中での勝負。神経質になることはない」

(大森 幸男「放送評論家」)

原資料を基に新たな視点で 同盟通信社研究に寄せて

里見 脩

(時事通信社編集局)

このほど、「ニュース・エージェンシー 同盟通信社の興亡」(中公新書)と題する小書が出版された。同盟の研究については、正史である「通信社史」(昭和三十三年刊)があるが、明治以来のドラマチックな通信社の歴史について一般読者を対象として平易に記した一般書となると同盟・共同OBの今井幸彦氏が著した「通信社」(中公新書)以外に見当たらない。残念なのはこの今井版は、昭和四十八年に出版され、現在、絶版で入手が難しいことだ。このため「新たな資料に基づき、新たな視点で書かれた本が必要であろう」という思いにかられて筆を取った。執筆の過程で深く考えさせられた諸点を明らかにし、同盟研究の参考に供したい。

原資料の発見

「棺を覆いて事定まる」(晋書・劉毅伝)という言葉を待つまでもなく、人も組織も終えんした後、歴史の一定の時を経て初めてその評価が定まるものだ。その意味で日本メディア史に光彩を放つ同盟通信社は、終えん後半世紀を経たこれから本格的研究がなされるだろうと期待している。

これまで同盟の研究を阻害した大きな理由は、国家から受けた助成金がいかにほどの額であったかという基本的な事柄をはじめとして、その原資料がほとんどなかったことが挙げられる。

ボツダム宣言受諾・無条件降伏を受けて軍および内閣情報局は同盟や新聞各社に対し、「占領軍が進駐するまでの間に、写真を含め、機密文書は徹底的に処分すべし」という命令を発し、各社もこれに従った。特に自ら「国策会社」と呼称した

同盟は、戦争責任を問われるのは必至と覚悟し、現に古野伊之助社長はA級戦犯容疑者(不起訴)として巣鴨プリズンへ収監されたわけで、「日比谷公園の一角から同盟が燃やす灰色の煙が数日間たなびいた」と伝えられている通り、「証拠」となる機密文書や写真は徹底的に焼却処分された。

余談だが、写真について言えば、毎日新聞はこれに従わず焼却しなかったため当然のことながら戦前の写真を保有し、現在、写真ライブラリーとして貴重な歴史的写真を提供している。しかし、その毎日のライブラリーでも同盟に関する写真は皆無に等しいのが現状である。

だが同盟の機密文書の多くが、焼却を免れて新

聞通信調査会に保管されていた。同調査会の引越の際ほこりをかぶって見つかった。故西山武典氏(元共同通信社役員、同盟クラブ会員)によれば「通信社史」を編集した際、編集に携わった同盟関係者がそれぞれ隠し持っていたのを編纂後にまとめて保存していたのである。

その「同盟通信社関係文書」に加えて、情報局第二部新聞課長などを務めた宮本吉夫氏が保存し、日本新聞協会へ寄贈した「情報局関係文書」や国際通信社の設立を主導した渋沢栄一とゆかりの深い大阪商船から共同通信社に寄贈された「国際通信社関係文書」を故西山氏と有山輝雄成城大教授が整理し、全五部から成る膨大な関係資料集として柏書房から出版した。

同盟に関心を持つ者の一人として、来るべき日まで保存してきた新聞通信調査会や故西山、有山両氏の努力に感謝を申し上げたい。これで、不明だった助成金の額が明らかになるなど資料的価値は大きなものがある。何よりも、研究者が貴重な原資料に目を通すことが可能となった意義は大きい。有山教授が指摘するように、「この資料集が「今後のメディア史研究を大きく進展させることは疑いない」であろう。

ほこりをかぶった置物

同盟研究のポイントは、その誕生から終えんまでの歴史からどのような今日的教訓を見いだすかにある。単なる極東軍事裁判史観に基づいた戦争

責任追及や、思い出をつづつた回顧録、業績だけを誇張した社史のように一方に偏しては、同盟の全容を捕らえることはできない。同盟の光と影、栄光と挫折の二面性を「評価しつつ批判する」あるいは「批判しつつ評価する」ことが重要ではなからうか。

次のようなことを思い浮かべながら拙書を書きつづつた。「五十年余にわたり封印された蔵がある。今回、その重い扉を開けると、ほこりをかぶつた同盟という名の置物が鎮座していた。外に出しほこりを払い、日の光を当てると、製作した作者の思いが込められた見事な光彩を放つ置物である。しかし像にはふいても取れぬ染みが付いていた」——そんなイメージだ。

消えない染みがあるから置物の価値はない、あるいは、置物の見事さに比べれば染みなど無視してもよい、というものもあるまい。当時の時代状況を踏まえて、見事さと染みの双方を丁寧に論ずることが、置物に正しき歴史的評価を下すため必要な手法であろう。

人身御供

ここで言う「染み」とは戦争協力責任が中心であるが、この研究を通して報道と宣伝の相違、権力との距離感、報道機関として保持すべきインテグリティ（高潔さ）、日本の組織的体質という今日的課題が見えてくる。

わが国マスメディアの戦争協力責任は、敗戦を

受けて自主解体した同盟ばかりがこれまでクロージアップされてきた。同盟の責任を回避することは誤りだが、同盟だけにその責めを負わせる論もまた誤りである。すべてのメディアが戦争遂行に協力したのは厳然たる事実であり、同時にそれは国民の意識とかい離れたものではなかった。

朝日、毎日、読売の全国紙三紙は、満州事変から日華事変を通じて、「皇軍の活躍」を伝える戦地報道に飛躍的に発行部数を伸ばし、今日の地歩を築いた。戦地報道は記者、無線技師、カメラマン、映画撮影技師、連絡員の五ないし七人の従軍チームが、大きな機材をトラックに載せて移動し、写真や映画は飛行機で輸送する大掛かりなもので、多額の資金を要した。当時、これができる資金力を持っていた新聞社は三紙だけだった。三紙はまた軍用機の献納運動、軍歌の公募と献納、戦利品大展覧会の開催など戦意高揚に自ら積極的に取り組んでいる。

つまり戦時下のマスメディアのすべてが軍に迎合し、こびたのである。それがなぜ同盟だけが指弾されるのか。その答えとして、通信社の特性が挙げられる。通信社は、海外ニュースの受信と自国ニュースの送信という「国際社会と自国の情報の接点に立つ」という使命を有している。これが軍によって、海外向け宣伝の中枢機関として位置付けられた理由の一つである。さらに「ニュースの卸問屋」として全国、地方の新聞各社へニュースを提供する役割もまた、軍から見れば言論統制

の媒体機関として格好の組織となった。通信社の威力故の「悲劇」である。現在なお、多くの国で通信社が国営の形態をとっているのは、こうした通信社の特性にほかならない。

「国民は、おのおのの職場において戦争遂行のため全力を尽くすのが愛国者の道である」と考えられ、これに抗したりすれば、個人も組織も殺されたという時代の狂気を無視して語ることは当然、戒めなければならない。しかし、自ら進んで軍の手先と成り果てたのが否かが、問われなければならないことも、今後過ちを繰り返さぬために重要なことなのである。

国、とりわけ軍が幅を利かせた時代にあつて、「国策会社」と自称したことに示されるように、同盟がある種のエリート意識を抱いて主体的にその役割を果たしたことは苦さをかみしめ思い起こす必要がある。拙書では、その意識をできるだけ丁寧に記したが、これは「メディアのおごり」あるいは「権力との距離感」という意味で、今日なお課題を残しているためである。

しかし同盟が戦争終結に際し、軍に抗して、通信社の特性を生かし奮迅の活躍をしたことを忘れてはなるまい。大本営参謀、戦争指導班長種村佐孝大佐はレイテ沖海戦が行われた昭和十九年十月二十四日の大本営機密日誌に「同盟通信社の特別情報」が各界に配布され、有識階級の人はもうとくに大本営発表を信じなくなり——と同盟へのいら立ちを込めて記している。

このような特別情報の配布や加藤満寿男氏の終戦研究、あるいは古野社長の了解の下、市政会館の同盟社長室で高木惣吉海軍少将が陸軍側の高級将校と終戦工作の密議を練ったなどの事実ももっと広く知られ、同盟の名誉回復が図られるべきである。

こうした事実が、今日まで封印されてきたのは理由がある。それは同盟が「玉砕」の道を選ばざるを得なかったことと密接な関係があり、興味深い。戦時中に国家機関の一部と化し、自らそれを意識して活動した同盟が、「やり過ぎた」のは事実である。また占領軍が、同盟に対し、「日本軍の思想戦あるいは宣伝戦の中枢機関」という固定観念を持っていたことも確かである。

しかし、日本より早く敗戦を迎えたドイツで既存の新聞がごとごとく解体させられたのを知っていた全国紙は、自らの存続に強い危機意識を抱いており、戦時下で権勢を誇った同盟への反発も加え、「同盟が占領軍によって解体させられるのは必至である」と見て、自らが存続するために利用したことは見逃すことができない。

毎日幹部であった高田元三郎氏の証言などからは、「同盟をマスコミ全社の戦争協力責任の右代表として人身御供に供し、負の遺産を背負って歴史のあなたへ消えてもらい、その陰で自らは生き延びよう」という新聞各社共通の思惑があったことがうかがえる。さらに、「同盟だけを被告席に座らせる」という思惑に基づけば、同盟が軍に抗

した事実などあつてはならぬことになるのである。

古野は「敗戦という未曾有の大事に遭遇した人々が仰天して思考力を失い、実践に過ちがあつたとしても深くとがむべきではないだろう。実際、新聞界にもいろいろなことがあつた。人々の動きを思い出したくないが、一切の責めを同盟になすりつけて自分だけは生き残りたいという策謀は随所にあつた」(五十人の新聞人「昭和三十年刊」と回想しているが、その言わんとした憤怒は分かる気がする。

インテグリティ

拙書でもつひとつ注視したが、報道機関の品性あるいは品格である。これも「ニュースの卸問屋」として通信社の特性に深くかわるものだ。組織のみならず個々の記者の意識や行爲が総体として、社の品性や品格を形成する。あらゆるメディアへニュースを供給する通信社は、影響力の大きさ故に、信頼を得るため研さんを必要とされる。日々の活動の中で、義が立たぬ、義にもとることがあつてはなるまい。

先の米大統領選の開票におけるAPの報道姿勢は、改めて感ずるものがあった。テレビはじめ他の通信社が次々と「ブッシュ当確」のフラッシュを打つ中で、ひとりAPは慎重な構えを崩さなかつた。「速さ」が生命の通信社で、しかも米国のナショナル・ニュース・エージェンシー(国家代

表通信社)が、世紀の特オチとなりかねない緊張の下で慎重さを貫いた姿勢は学ぶべきものがある。こうしたひとつひとつの積み重ねが社格を形成していくのである。

書き残したこと

拙書は新書判のため枚数がおのずと制限されており、削らざるを得なかつた項目や研究を深めたテーマがある。例えば、同盟と内閣情報局や陸軍との関係について、その実態はなお不鮮明なものがある。同盟は日華事変において、日本軍が占領した中国の主要都市で既存の中国の新聞各紙を統合し、親日の新聞に仕立て上げており、こうした中国における同盟の活動を把握することで、軍との緊密さが見えてくるのではないかなどと思つている。

また「通信放送資料室」の仲佐秀雄氏から、同盟マニラ支局記者であつた大森建道氏(時事OB)の著作「比島従軍日記」(昭和六十年刊)を送つていただいた。死線をさまよいながら助け合う同盟社員らの友情や淡々として死地に赴く特攻隊員の表情、その一方で、第四航空司令官富永恭次陸軍中將ら高級将校の卑劣な振る舞いへの怒りがつづられており、居ずまいを正して読了した。大森氏の子息・信道氏によると、同氏は「生き残つた自分を責めて戦後を生きた」という。従軍記者の苦悩も今後取り上げられてよいテーマである。



広がる露大統領の強権支配

中央集権、メディア弾圧など

昨年五月七日、正式就任したプーチン露大統領の内政上の目標の一つは選挙で選ばれた八十九地方自治体首長から憲法上保障されていた連邦上院議員への自動兼任権をなく奪し、うるさ型の地域ボスたちの連邦国家への発言権を封じ込めてしまふことだ。代わりに全国を七管区に分け、それぞれに連邦大統領代表を置き、ソ連時代に似た中央による地方直轄型支配に変えてしまった。一連の措置は下院によって採択された上院改革諸法に基づくもので、刑事免責特権などが付与されていた上院優位への下院の反発をうまく利用したものだ。これらの特権はなくなった。

今年一月二十五日、下院はさらに大統領府提案の地方行政法改正案を可決した。これまで二期までに制限されていた地方首長の任期を三期まで認めるものだが、一九九九年十月十六日現在、首長に在任するものは第一期とみなすとしているので、その時点で二期目である知事や市長は四期まで留任可能となる。地方首長らは喜んで、政治学者セルゲイ・マルコフ政治調査センター所長は「大統領と知事らの取引は簡単で、知事らは中央政治への影響力を失う代わりに、任地では全権を

手にする」と語っている。知事らにとつてはムチの次にアメがきたようなものだが、その地域全権も七管区大統領代表制が機能するようになれば、たちまち失われてしまうだろう。

プーチン大統領のもう一つの目標はマスメディアの「政府機関化」だ。チェチエン戦争批判などの反政府的報道で知られる「独立テレビ」(NTV)を擁する「メディア・モスト・グループ」のグシンスキー会長と公共テレビ(ORT)の大株主ベレゾフスキー両氏が詐欺とか横領など、あらゆる容疑をかけられ、国外逃避を余儀なくされたことは前に本欄でも紹介した。問題は二人のメディア王の不在中に起こった奇怪な乗っ取り事件である。

それは、天然ガス事業を一手に扱う、世界有数の政府系大企業「ガス・プロム」がいつのまにか作った子会社「ガスプロム・メディア」のコフ社長が一月二十五日、債権・債務を相殺する形でNTV株式の四六%を取得、経営権を手に入れたと発表したことだ。経営権獲得はモスクワ仲裁裁判所が同時に債務未払いを理由にNTV株の一九%を差し押さえたからだという。数日後、ガスプロム・メディアは株主総会を主催、新役員を選出。NTVは政府系のメディアとなった。

かつて最も優れたニュースキャスターと呼ばれたキセリョフ氏(現NTV放送総局長)によれば、政府系企業への身売りに反対する職員には露骨な嫌がらせが加えられた。女性アナウンサーの

一人は、住宅購入資金を自社から借りたというだけで検察当局から事情聴取を受けたという。

他方、欧州滞在中のベレゾフスキー氏は所有のORT株四九%をニュースキャスターなど十四人のジャーナリストグループに無償譲渡すると発表していたが、このグループには政権側から執うな受け取り妨害の働き掛けがあったらしい。NTVの買収には米CNNテレビの創始者ターナー氏が名乗りを上げていたが、これにもロシア政権側からの激しい妨害工作があったといわれる。

問題は経営権の奪取工作だけではない。プーチン大統領と党の「統一」に属する下院議員たちは放送免許認可の導入、虚偽情報の流布や個人・法人に対する名誉棄損の禁止などを骨子とする修正案を提出を準備中だが、何が虚偽情報で何が名誉棄損かは明らかではない。ジャーナリストや改革派議員の側は、「言論統制をさらに進める試み」として警戒と反発を強めている。

ゴルバチョフの民主化からソ連の崩壊、新生ロシアの誕生までロシア社会の基調を作り上げてきた要因の一つは「自由な報道」だった。ロシアのジャーナリストたちはもちろん、国民も黙っていないだろう。チェスの王者として知られるカスパロフ氏がウォール・ストリート・ジャーナル紙に寄稿、米国の新政権と欧州同盟諸国にプーチン氏に対して明確な反対の意思を示すよう訴えたように、問題は国際化する可能性が高いだろう。

(高橋 実(評論家))



仏でユニーク週刊誌が成功

全誌面を翻訳で構成

フランスのパリで、自らは取材せず、海外の新聞・雑誌記事の翻訳で全誌面を構成するユニークなニュース週刊誌が成功を収めている。

「クーリエ・アンテルナショナル」と題するこの雑誌は、世界の動向についての鳥観図を提供するのが狙いで、全世界の新聞約三百紙、さらに主要雑誌の記事を選び、フランス語に翻訳して、八ページ大判の誌面に掲載する。

記事の選択は地域別の専門編集者が行う。例えばドイツ語圏担当の女性編集者は、ドイツのフランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング、tazなどの高級日刊紙やツァイト、シュピーゲルなどの高級週刊紙誌、スイスのノイエ・チュルヒャー・ツァイトゥング、オーストリアのディ・プレッセなどの高級紙その他、数十紙を毎日通読し、記事を選択する。

「クーリエ」は創刊以来、九百に近い新聞・雑誌からの記事を掲載してきた。定番ではない海外のメディアを情報源に選ぶ場合には、それぞれの地域担当編集者が事前に選択したものを、編集長と各部長を含む十人のチームで決定する。

メディアの選択に当たっては、厳しい基準を持

っている。「記事はジャーナリズム的に優れた内容で、深く調査された背景を提供するものでなければならぬ」と編集長は明言する。ドイツのビルトやイギリスのサンのような街頭大衆新聞は、たとえそれぞれの国内で世論の動向に影響をもつメディアとみなされているとしても、購読のリストからは外されている。

「われわれは海外の動向がフランスの新聞の大見出しになる前に、明らかにしたい」「世界のメディアの上で、既に大きな位置を占めている問題については、フランスで描き出されているイメージを、海外の情報によって充実させ、新しい光を当てることが重要だ。既に知っていることに、海外の声を補足するのだ」と編集長は述べる。

こうした編集方針は成功してきたようにみえる。コソボ紛争のときは、通常十七万部を発行している十八フランの高い雑誌が、キヨスクで飛ぶように売れていったという。

「クーリエ」はただ、フランスの他のメディアよりも、紛争当時のプリシュティナにより近いところにとだけなのだと、編集長は考えている。

頭が痛いのは、プレスが検閲を受けている国の情報収集である。「その場合には、隣の国のメディアを頼りにする」という。アルジェリアでプレスが自由が厳しく制限されていたときには、自国では報道の仕事を禁止されていたアルジェリアのジャーナリストに、匿名での執筆を依頼するといふ窮余の手段に訴えた。情報を入手するための同

様な方法を今日、チュニジア、ミャンマー、中国で使っているという。危機に揺れている地域からの記事には、十分な点検を加えているようである。著作権問題はどうなっているのか。各部門の責任者が選択した新聞には、ただちにファクスで権利の譲渡を要請する。大部分の場合、それは形式的な問題である。

「しかし支払い問題は複雑だ」と編集長は嘆く。「われわれは、ほとんどすべての新聞社と、異なる交渉を行ってきた」。基本的には、新聞社と著者が半々に分ける。特に英語圏の新聞社では、これが一般的な慣行である。アフリカ、日本、ロシアなどの新聞は、事前に締結された記事一本当たりの固定料金によって代金を支払う。

ドイツについては、特別のルールが適用されており、ジャーナリストに対し、記事の長さにしたがって、直接に報酬が支払われる。ただしシュピゲルとは、一年単位の包括的な契約を結んでおり、利用のたびごとに承認を得ることなく、自由に記事を使うことができる。

大部分の著者は記事が翻訳されることを喜んでいいる。編集長も、ほとんどすべての新聞社と友好的な関係を保ってきたと語る。ただイギリスのタイムズからは五年来、意見の食い違いによって著作権の譲渡を拒否されているという。

一九九三年には、この雑誌をモデルにした「イテルナツィオナーレ」がイタリアで発刊されている。

(広瀬 英彦 東京大学教授)

ネット情報の虚報頻々

中国、当局規制も効果薄

インターネットを通じての二ユース提供は、中国でも盛んだ。しかし、ネット上の二ユースには虚報や誤報も多く、昨年、当局は、ネット新聞に関する管理諸規定を相次いで制定した。二月五日付の中国・新聞出版報が、昨年一年間を振り返り、ネット二ユースの虚報の実態をまとめている。

出版報によれば、昨年、初めに問題となった虚報は、「一元で会社の登記ができる」というもの。

この記事は、経営者になりたい人々の夢をかき立て、多くの人が工商局窓口に殺到した。初めに記事が掲載されたのは、ネット上ではなかったのだが、ひとたびネットに掲載されるや、多くの紙媒体が転載、この虚報が広まってしまった。

昨年一年の虚報を内容別に見たら、「芸能・娯楽二ユース」中の虚報が最も多そうだ。

映画監督・張芸謀氏は昨年三月上旬、ネット二ユースについて、こう語った。

「ネットによる一部の芸能二ユースには反感を覚える。まったく、すぎ間があると入ってくる風のような。媒体が追っかけをすること自身、とかく言わないが、虚報は絶対許せない」

一方、特に影響が大きかった虚報として、出版

報は、「中国大陸新聞の発行部数番付」と「湖北省副省長汚職報道」を挙げる。

「中国大陸新聞の発行部数番付」は、広州の某紙が運営するサイトが一月三十一日流したもので、番付では、足球報(サッカー紙)が一位、広州日報が三位などとなっていた。新聞界はこの記事に騒然。羊城晚报は、二月一日付トップで、この記事に対する人民日報、新民晚报、揚子晚报および中国報業協会幹部の非難のコメントを掲載した。

「湖北省副省長汚職報道」は、もともと香港の太陽報に載った記事を中財網というサイトが、転電したのだが、誤報と判明。同サイトは武漢市公安局から、名誉を棄損し投資への悪影響を招いたとして、十五日間の閉鎖と罰金を命じられた。

こうした虚報は、なぜ生まれるのか。出版報の李東生記者の分析はこうだ。

「ネット新聞はネットとともに、ネットは経済とともにある。そのネット経済は人々の注目を集めることを至上命題とするから、現段階では、ネット新聞も『眼球争奪競争』に参加せざるを得ず、正確な報道など構いなしとなりがちだ」

ネット上の情報が玉石混交なのはどこでも同じ。しかし、「中国では、問題が突出している」

(胡小明・国家情報センター副主任)。

そもそも、虚報はネット二ユース編集部の特売ではない。そのソースが伝統メディアであることもしばしばだ。見過ごされがちな「小さな誤報・

虚報」が、ネットに転載された途端、大きな反響を呼んでしまう。李記者は、その現象を「増幅作用」と名付ける。伝統メディアでは、二ユースの価値付けが行われ、大きな扱いの記事ならそれだけチェックも厳しくなる。ところが、ネット二ユースの場合、その二ユースの社会的価値というより、新奇さの価値が高い。誤情報を面白がって一つのサイトがビックアップし、サイト間で転載し合うと、たちまち大きな反響を呼んでいく。

こうした状況に対し、政府は、「ウェブサイトによる二ユース掲載業務の管理暫定規定」と「電子掲示板サービスの管理規定」を制定した。

暫定規定では、サイトでの情報提供者に対し、掲載、複製、公表、伝達を禁じる内容として、

- (一) 憲法の基本原則に反対するもの、
 - (二) 国家の安全を脅かし、国家秘密を漏らし、政権の転覆を図り国家統一を破壊するもの……
 - (六) デマを流し、社会秩序と安定を乱すもの、
- など八項目を列挙(注：掲載禁止の内容は、新聞はじめ伝統メディアに対するものと大きな差はない)。管理規定では、業者に対し掲示板へのアクセス記録を六十日間保存し、当局による捜査などの場合は、記録を提供する義務を明記した。

いわば、ネット上の「不規則情報」に対する強い態度を見せたわけだが、李記者の見るところ、この規定制定発布後も、虚報・誤報は相変わらず。ネットの「健全発展」の道筋を描ききれていないのが実態だ。(木原 正博「新聞協会総務部」)



【悲報】

前島 まささん(共同通信元管理部次長、元同盟通信電務部員) 肺炎のため一月十八日死去。八十七歳。喪主はめいの関 松枝さん。連絡先は加須市中央二一六―二四。

磯山 一江さん(共同通信元経理部員、元同盟通信水戸支局員) 呼吸不全のため二月一日死去。七十二歳。喪主は弟、恒信氏。連絡先は杉並区阿佐谷北五―〇一―四。

平山 登氏(元同盟通信中華総社庶務主任) じん不全のため二月十一日死去。九十四歳。喪主は長男、統氏。自宅は八王子市大楽寺町三二七―八。

【新住所】

一九四一 町田市木曽町四三三

〇四二―七二七―四二六五

先名 正二

新聞通信調査会は二月二十三日、同盟クラブに瀬川清茂共同通信社国際局長を招き、「ニュース、対外発信の現状」と題する講演会を開いた。

共同通信社友会室は二月十一日、赤坂グレースビルから共同通信会館二階に移転した。直接二階に通じる会館西口から入って、すぐ左の部屋。住所は(〇五)一四七四 東京都港区虎ノ門二―二―五。電話・FAXは従来通り〇三―五五七三―八〇一四。

虎ノ門句会

13年1月18日 同盟クラブ

初空や世紀のひかり峠越ゆ 義明

新聞通信選書目録

- 一、国際報道と新聞 二、 R・W・デズモンド著 小糸忠吾訳 円
- 二、国際報道の危機(上) 三、 同 (下) 各二、五 円
- 三、 J・リクスタット、M・H・アンダースン共編 堀川敏雄訳・監修 円
- 四、アメリカの新聞倫理 二、 J・L・ハルテン著 橋本正邦訳 円
- 五、国際報道の裏表 二、五 J・フェンビー著 円
- 六、さらばフリート街 二、五〇〇円 英新聞興亡の400年―― T・グレー著 円
- 七、放送界この20年 江口浩、中川一郎共訳
- 八、 放送史・月録1972〜93(上) 大森幸男著 各二、五〇〇円 (下)

在るがままひっそり咲ける福寿草 多圭子
時じくの香を放ちたり冬の蘭
ウイルスと組んずほくれつ着ぶくれて

目次(三月号)

非拘束名簿式導入の明と暗	井芹 浩文	1
ブッシュ政権の北朝鮮政策	菱木 一美	4
同盟通信社研究に寄せて	里見 脩	14
【メディア談話室】		
「開かれた新聞」に向けて	藤田 博司	8
【プレスウォッチング】		
教育基本法改正など	池田 龍夫	10
【放送時評】		
NHK受信料据え置き	大森 幸男	12
【海外情報】		
岐路に立つAP	佐々木謙一	7
広がる露大統領の強権支配	高橋 実	17
仏でユニーク週刊誌が成功	広瀬 英彦	18
ネット情報の虚報頻々	木原 正博	19
悲報・虎ノ門句会		20

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とモ)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
(晩翠ビル四階)
振替口座 三―三五九三―八二(代)
印刷所 株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2001